

総務委員会資料

1 陳情の審査

資料 川崎市議会議員選挙の街頭演説場所に関する陳情について

選挙管理委員会事務局

令和5年7月27日

川崎市議会議員選挙の街頭演説場所に関する陳情について

1 選挙運動の規制について

選挙運動は、各候補者の人物、政見等をも含め選挙人に対してだれを選挙すべきかの判断の基礎を与えるものであって、その点からすれば、**選挙運動は可能な限り自由にすべきである。**

ただ、無制限な自由を認めると、ややもするとその選挙が財力、威力、権力等によってゆがめられるおそれが生じる。このため、選挙の公正を確保するためには選挙運動に一定のルールを設け、そのルールに従って選挙運動が行われるようにする必要がある。

現行の公選法では、選挙運動の時期、主体、方法について制限を加える一方、可能な限り選挙公営を拡充して、いわゆる金のかからない選挙の実現に資し、もって選挙の公正を確保しようとしているのである。

～ 「わかりやすい公職選挙法(選挙制度研究会編)」より抜粋 ～

2 市議会議員選挙における街頭演説のルール

～ 公職選挙法による規制 ～

- ① 街頭演説は、演説者がその場にとどまり選挙管理委員会から交付された標旗を掲げて行う場合でなければすることができない(公選法第164条の5第1項第1号関係)。
- ② 街頭演説の場所において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはならず、これらの運動員は、法定の街頭演説用腕章又は乗車用腕章を着用しなければならない(公選法第164条の7関係)。
- ③ 街頭演説は、午後8時から翌日午前8時までの間には行うことができない。また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においてする場合は、静穏を保持するよう努めなければならない。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない(公選法第164条の6関係)。
- ④ 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物(公営住宅・公営施設使用の個人演説会の場合を除く)、電車、乗合自動車、駅の構内等の特定の建物及び施設、病院等においては、街頭演説を行うことが禁止されている(公選法第166条関係)。

3 市議会議員選挙の選挙演説に係る公営制度について

(1) 個人演説会(公営施設使用の個人演説会)

学校、公民館、地方公共団体が管理する公会堂及び市町村の選挙管理委員会が個人演説会の公営施設として指定する施設を個人演説会で使用する場合は、候補者1人につき、同一施設ごとに1回を限り無料とされ、候補者は、開催予定日2日前までに市町村の選挙管理委員会(区選管)に申し出なければならない(公選法第163条、第164条関係)。

【参考】立会演説会(廃止)

立会演説会とは、候補者が一堂に会して行われる演説会で、衆・参の国政選挙及び都道府県知事選挙においては、公営の立会演説会を行うことが義務付けられていたが、短所として、候補者が開催場所や開催時期を自由に定められない、演説時間が限られ、候補者が十分にその政見等を述べることができないことなどが指摘されており、聴衆の減少、TVによる政見放送の実施や個人演説会の回数制限撤廃等に伴い、選挙運動としての価値が減退したこともあって、昭和58年の公職選挙法改正により廃止された。

(2) 街頭演説 → 公営制度なし

4 陳情の内容についての考察

- ① 指定された場所における街頭演説の時間や回数等を各候補者に振り分けることは、本来自由に行うべき候補者の選挙運動について、法律の規定によることなく制限することにもつながりかねない。
- ② 川崎市議会議員選挙は統一地方選挙として執行されるが、選挙運動期間が重複する神奈川県知事選挙や神奈川県議会議員選挙の候補者との調整は困難である。
- ③ 街頭演説を実施する場所に区切り等はなく、駅前スペース等において、複数の候補者が同時に街頭演説を行うことは可能であり、そのスペースを区切ることは困難である。